

## リフォーム（住宅改良）ヘルパー派遣事業実施要綱

### （目的）

第1条 この事業は、登別市がリフォーム（住宅改良）ヘルパー（以下「リフォームヘルパー」という。）を高齢者及び障害者の世帯に派遣し、高齢者や障害者の身体状況等を踏まえ当該世帯の住宅改良について相談に応じ、指導及び助言を行うことにより可能な限り長期にわたる在宅生活を維持し、もって在宅福祉の推進を図るとともに、将来の高齢化に備えた高齢者配慮住宅の必要性を啓発し、一般市民の住宅新築や改良についても指導助言することを目的とする。

### （派遣の対象）

第2条 この事業の対象者は、現に市内に居住する市民で次の各号に掲げる者に対して行うものとする。

- （1）日常生活を営むうえで常に介助又は注意を要するおおむね65歳以上の高齢者及びそれに準ずる者
- （2）身体障害者手帳の交付を受けている者で、自己の身体状況に適した住宅に改良しようとする者
- （3）一般市民で住宅を新築や改良しようとする者

### （リフォームヘルパーの指名等）

第3条 市長は、事業の実施にあたり、次に掲げる者で、この事業に理解を有し、住宅改良や新築に関する相談及び助言を適切に実施する能力を有するものをリフォームヘルパーとして指名する。

- （1）建築関係職員 建築士
- （2）保健・医療関係 理学療法士及び保健師
- （3）福祉関係職種 介護福祉士

2 前項各号に掲げるリフォームヘルパーは、次条に規定するサービスを提供するものとする。

3 リフォームヘルパーは、事業を実施するうえで知り得た秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

### （サービスの提供）

第4条 リフォームヘルパーは、次のサービスを提供するものとする。

- （1）対象者の居宅を訪問し、家屋の構造、対象者の身体状況及び保健福祉サービスの活用状況等を踏まえ、住宅の改良に関する相談に応じ、助言を行うこと。
- （2）改良工事完成後の評価を行うこと。
- （3）対象者に対する日常生活関連動作の指導を行うこと。
- （4）住宅新築時における高齢者及び身障者配慮構造導入への指導助言を行うこと。
- （5）住宅の新築や改良が円滑に行われるよう、関係機関との連絡調整を行うこと。

2 対象者は、前項のサービスを無料で受けることができるものとする。

### （派遣申請）

第5条 リフォームヘルパーの派遣を希望する者は、リフォーム（住宅改良）ヘルパー派遣事業申請書（別記様式）を市長に提出するものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成8年訓令第1号）

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成14年訓令第1号）

この訓令は、平成14年3月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

リフォーム（住宅改良）ヘルパー派遣事業申請書

年 月 日

登別市長 様

住所  
氏名  
電話

このたび、リフォームヘルパー派遣事業のサービスを受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 世帯主 住所

氏名

2 リフォーム希望内容 〈新築・増改築〉

①玄関 ②居室 ③台所 ④浴室 ⑤便所

⑥その他（ ）

3 家屋状況

①自宅 ②借家（貸主の増改築承諾有無 有・無）

面積 m<sup>2</sup> 部屋数 室